

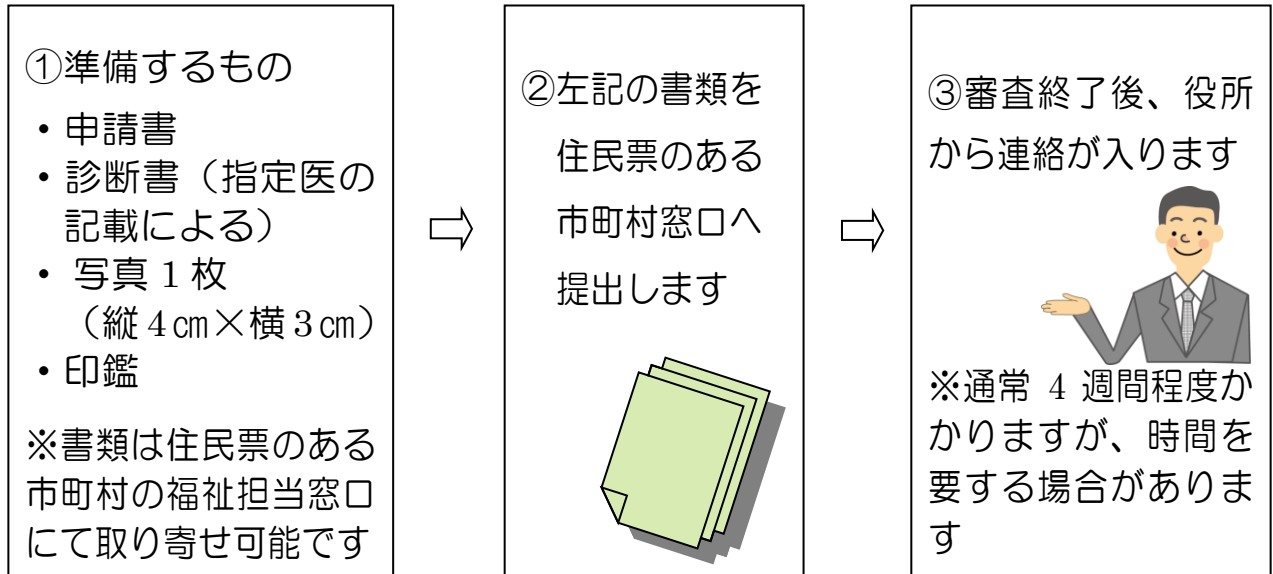
身体障害者手帳の申請手順について

1. 対象者

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能 に障がいのある方で、障がい等級に該当する方。

2. 申請手続きの流れ

※診断書には文書料が発生します。外来・入院病棟の事務受付にて文書申込書の記入をお願いします。



3. 手帳取得によるメリット

*医療費の助成

3級以上該当、または4～6級該当で65歳以上の方については「福祉医療費」の申請が可能（所得制限等があります）
18歳以上の方については、「自立支援医療」の申請が可能（治療内容によっては対象外の場合があります）

*障がい者の在宅サービス・通所サービスなどの利用

*住宅改修費の支給または貸付の利用(各市町村に確認が必要です)

*各種料金等の減免（所得税、地方税、JR・航空運賃、点字郵便物等）

*公営住宅の優先入居

ご不明な点は下記までお気軽にお問い合わせ下さい



秋田大学医学部附属病院 地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229